

産業廃棄物収集・運搬委託特約事項

1 (法の遵守)

発注者及び受注者は、処理業務の遂行に当たって廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守するものとする。

2 (委託内容)

2.1 (受注者の事業範囲)

受注者の事業範囲は以下のとおりであり、受注者はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを発注者に提出し、本契約書に添付する。なお、許可事項に変更があったときは、受注者は速やかにその旨を発注者に書面をもって通知するとともに、変更後の許可証の写しを発注者に提出し、本契約書と共に保管する。

◎収集運搬に関する事業範囲

〔産業廃棄物〕

許可都道府県・政令市：_____

許可都道府県・政令市：_____

許可の有効期限：_____

許可の有効期限：_____

事業範囲：別添許可証写しのとおり

事業範囲：_____

許可の条件：_____

許可の条件：_____

許可番号：_____

許可番号：_____

〔特別管理産業廃棄物〕

許可都道府県・政令市：_____

許可都道府県・政令市：_____

許可の有効期限：_____

許可の有効期限：_____

事業範囲：_____

事業範囲：_____

許可の条件：_____

許可の条件：_____

2.2 (輸入廃棄物の有無)

① 委託する産業廃棄物には、輸入廃棄物は含まない。

② 委託する産業廃棄物には、次の輸入廃棄物を含む。

2.3 (運搬の最終目的地)

受注者は、発注者から委託された 契約書別紙記載の産業廃棄物を、発注者の指定する次の最終目的地に搬入する。

氏 名： _____
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
住 所： _____
許可都道府県・政令市： _____
許可の有効期限： _____
事業の区分： _____
産業廃棄物の種類： _____
許可の条件： _____
許可番号： _____
事業場の名称： _____
所在地： _____

2.4 (積替保管)

- ① 受注者は、発注者から委託された産業廃棄物の積替えを行わない。
- ② 受注者は、発注者から委託された産業廃棄物の積替保管を行う。積替保管は法令に基づき、かつ、契約期間内に確実に収集・運搬できる範囲で行う。この場合において、安定型産業廃棄物は、他の安定型産業廃棄物と混合することがあり得るものとする。なお、積替保管の場所において選別は行わないこととする。
- ③ 受注者は、発注者から委託された産業廃棄物の積替保管を行う。積替保管は法令に基づき、かつ、契約期間内に確実に収集・運搬できる範囲で行う。この場合、受注者はこの契約に係る産業廃棄物を他人の産業廃棄物と混合してはならない。なお、積替保管の場所において選別は行わないこととする。

積替保管施設に搬入できる産業廃棄物の種類： _____

積替保管施設の所在地： _____

積替保管施設の保管上限： _____

3 (適正処理に必要な情報の提供)

- 3.1 発注者は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な以下の情報を、仕様書により受注者に提供する。

ア 産業廃棄物の発生工程

イ 産業廃棄物の性状及び荷姿

ウ 腐敗、揮発等性状の変化に関する事項

エ 混合等により生ずる支障

オ 日本産業規格C0950号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マーク表示に関する事項

カ 石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その事項

キ その他取扱いの注意事項

- 3.2 発注者は、委託契約期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用等の観点から、委託する産業廃棄物の性状等の変更があった場合は、受注者に対し速やかに書面をもってその変更の内容及び程度の情報を通知する。なお、受注者の業務及び処理方法に支障を生ずるおそれがある場合の、性状等の変動幅は、製造工程又は産業廃棄物の発生工程の変更による性状の変更や腐敗等の変化、混入物の発生等の場合であり、発注者は受注者と通知する変動幅の範囲について、あらかじめ協議の上定めることとする。
- 3.3 発注者は、委託する産業廃棄物の性状が 3.1 により作成した書面の情報のとおりであることを確認し、受注者に引き渡す容器等に表示する。
- 3.4 発注者は、委託する産業廃棄物のマニフェストの記載事項は正確に漏れなく記載することとし、虚偽又は記載漏れがある場合は、受注者は委託物の引き取りを一時停止しマニフェストの記載修正を発注者に求め、修正内容を確認の上、委託物を引き取ることとする。
- 3.5 発注者は、契約期間内に、次のとおり、公的検査機関又は環境計量証明事業所において「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」(昭和48年2月環境庁告示第13号)による試験を行い、分析証明書を受注者に提示する。

産業廃棄物の種類： _____

提示する時期又は回数： _____

4 (発注者及び受注者の責任範囲)

受注者は、発注者から委託された産業廃棄物を、その積み込み作業の開始から、2.3 に規定する運搬の最終目的地における荷下ろし作業の完了まで、法令に基づき適正に収集・運搬しなければならない。

5 (再委託の禁止)

業務委託契約約款(以下「約款」という。)第13条の規定に加え、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の12若しくは第6条の15の規定を遵守するものとする。

6 (委託業務終了報告)

約款第30条の適用については、次のとおりとする。

- 6.1 約款第30条第1項の通知には、それぞれの運搬区間に応じたマニフェストB2、B4、B6票又は、電子マニフェストの運搬終了報告(以下「マニフェスト運搬終了報告」を添付することとする。
- 6.2 約款第30条第2項の検査については、マニフェスト運搬終了報告の内容により確認することとし、「受注者の立会いの上」については、運搬担当者名が適正に記入押印、若しくは入力されていることを確認することにより対応できるものとする。

7 (業務の中止)

業務の中止については、約款第19条に定めるほか、次のとおりとする。

- 7.1 受注者は、発注者から委託された産業廃棄物の適正処理が困難となる事由が生じたときには、業務を一時中止し、直ちに発注者に当該事由の内容及び、発注者における影響が最小限となる措置を講ずる旨を書面により通知する。発注者はその間は、新たな処理の委託は行わないこととする。
- 7.2 発注者は受注者から前項の通知を受けたときは、速やかに現状を把握した上、適切な措置を講ずるものとする。

8 (契約の解除に伴う措置)

約款第44条第4項の「物件」には委託物を含むものとする。